

平成十九年十一月十六日提出
質問 第二三六号

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第一九八号）を踏まえ、再度質問する。

一 外務省からの大使公邸に勤務する料理人（以下、「公邸料理人」という。）の給与への補助（以下、「補助」という。）につき、「公邸料理人」が勤務する百八の我が国の大使公邸において、それぞれ一人当たりいくらの「補助」がなされているかとの再三の質問に対して、「前回答弁書」において政府は「お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一二二号）一について及び先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六〇号）三から五までについて述べたとおりである。」と、再三にわたり一人当たりの「補助」の金額を明らかにすることを拒否しているが、国民の税金から「補助」がまかなわれている以上、百八の大使公邸に勤務する、たかだか百六十六人の「公邸料理人」に対する「補助」の金額を明らかにするための整理作業がなぜ膨大であるのか。「補助」が国民の税金で支払われているところ、国民に対する説明責任を果たすことは政府の責務である。整理の作業が膨大であるならば、答弁提出期限の延長に応じることは可能であるところ、百八の大使公邸に勤務する百六十六人の「公邸料理人」に対する「補助」の金額をそれぞれ明らかにすることを再度求める。

二 「前回答弁書」で、「お尋ねの公的会食業務の回数及びそれに要した金額については、外務省として取りまとめたデータは存在せず、百八の在外公館の関連書類を精査する作業は膨大となることから、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、外務省として取りまとめたデータはなくても、各大使館においてそれぞれ公的会食業務を行った日にち、それに要した金額について記録した文書が作成されているはずであり、それらを取りまとめれば回答を行うことは決して困難ではないと考えるところ、直近三年の公的会食業務の回数及びそれに要した金額を明らかにすることを再度求める。

三 各省庁において予算の概算要求をする場合、いわゆる前年度実績主義、つまり、前年度の予算執行の実績に基づいて必要な予算を要求する方法がとられていると承知するところ、百八の大使公邸に勤務する百六十六人の「公邸料理人」に対する「補助」、また公的会食業務の回数及びそれに要した金額に対する予算要求の根拠を明らかにされたい。

四 公的会食業務について、行財政改革の必要性が叫ばれる中、削減等含めて見直しの対象とするべきであると認識しているかとの問に対して、「前回答弁書」において財務省は「財務省としては、公的会食業務は、我が国の外交活動の一環として行われていることから、そのための予算措置がなされているものと認

識している。」と答弁しているが、「前回答弁書」で外務省が具体的な回数及び金額を明らかにしない中で、財務省としてそれが削減等含めて見直しの対象とすべきか否かについての判断をどの様に下し、右の回答を行ったのか明らかにされたい。

右質問する。